平成24年度財務定期監査(第2期)の結果に基づき講じた措置等(行財政局行政監察部)

| 指摘の概要 | 措置内容 | 措置状況 |
|---|--|------|
| 6 行財政局行政監察部監察室 (1) 職場への啓発について 契約その他の支出負担行為に関する取扱いに ついて これらのルールの意味づけと具体的な運用の 浸透に取り組まれたい。 ア 契約行為に関する専決規程 各専決規程において,物件労力その他の調 達・委託・請負などの契約の種類に着目した 項と,諸集会又は諸行事の開催のように事象 の位置付けに着目した項,さらには「その他 の契約」や「謝金その他これらに類するも の」の項などが並列され,適用の優先順位が 明らかではないため,決裁区分の適用が所属 によって異なっている事例があった。 | 業務改善の一環として,事務執行の参考となる「新たな専決調達事務 処理Q&A」を平成28年3月28日 に策定し,職員に周知している。 また,専決規程の適切な運用がなされるようにするため,「専決規程の手引き(案)」を策定し,周知する予定である。 今後も適宜マニュアル等の更新・充実を行うとともに,ルールの周知 徹底を図る。 | 措置済 |